



くらしの情報 No. 344

くらしの相談室

ご近所に誘われ、楽しい無料イベントに行ってみたら

～SF(催眠、ハイハイ)商法にご注意ください～

SF商法^(※1)(催眠商法)とは、短期間に^(※2)に会場等へ人を集め健康食品や日用品等をただ同然で配って雰囲気盛り上げた後、冷静な判断が出来なくなった来場者に高額な商品を契約させる手口です。

「店員の話が楽しい」「食品が安く手に入る」などの理由で、会場等に通いつけているうちに、高額な商品を契約させられたという相談が寄せられています。



- 主に高齢者が狙われています。被害者は被害に遭ったことに気づいていなかったり、被害に遭ったことを認めなかったりする場合があります。
- 路上で声をかけて会場に同行させる、チラシなどで人を集めてスーパーの敷地・空き倉庫・コンビニの空店舗などの他、貸店舗等で開催されている事例もあります。また会場を締め切って行うことも多いです。

(※1)SF商法のSFとは新商品普及会の頭文字に由来します。(※2)一定の期間にわたることもあります。

事例

実家に戻ると新品の組布団が数組あった。また大量のサプリメントも押し入れから出てきた。高齢の母に聞くと、卵やティッシュが50円で手に入り、楽しい話も聞ける集まりに誘われ会場に出向いた。言葉巧みな司会者が大いに盛り上げ「ハイ」と手を挙げるだけでただ同然で日用品がどんどん手に入った。ある日「健康布団」を出してきて「これに寝るだけでカチカチの肩こりとサヨナラ出来る。いつもなら60万円のところ本日に限って30万円!欲しい人は!」と司会者に問われて「はい!」と答えてしまったと言っている。布団は何組も不要なので返品してお金を返して欲しいが、母は今でも通う気満々で困っている。

アドバイス

- 通いつけて顔見知りになり、個別に勧誘されると、断り切れなくなります。このような所には行かないことが大切です。
- 大切な老後の資金を取り崩してまで購入が必要かをよく考えましょう。
- この手口は、高齢者の健康不安や日常的な寂しさなどにつけ込んで会場等に通わせ、最終的に高額な商品を購入させるものです。周りの人は、日頃から高齢者の様子や言動に変化、不審な様子がないか見守り、行動に気を配りましょう。
- 高齢者の話を頭ごなしに否定したりせず、話に耳をかたむけましょう。
- 特定商取引法の訪問販売に該当する場合は、法定書面を受取った日から8日間以内であればクーリング・オフを申し出ることが出来ます。
- 困ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談 TEL.06(6858)5070

受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

相談される場合は原則として当事者本人(市内在住・在勤者)からご連絡ください。
なお、次の用意をしていただくと、相談がスムーズに進みます。

- ①事前に相談内容を簡潔にまとめておく
- ②契約書・保証書・パンフレットなど、相談に関する資料

「分電盤の点検に行きます」の

電話から始まる勧誘にご注意ください。

分電盤は、内部に屋内配線の安全確保等のためのブレーカー等が内蔵されており、一般的に玄関や洗面所等に設置されています。

ここ最近、分電盤の点検商法が増加しています。

業者が電話などで突然、分電盤やブレーカーの点検を持ち掛けて訪問し、「すぐに交換しなければ漏電して火事になる」などと不安をあおり、その場で分電盤の交換を迫り高額な工事代金を請求する手口です。中には電話で大手電力会社やその委託会社と騙り、信用させる例もみられます。



事例①

電話が掛かってきて分電盤の点検を勧められ了承した。翌日、業者が来て分電盤を点検してすぐに「これは古いので今すぐ交換しないと火事につながる」と不安をあおられて15万円の交換工事の契約を結んだが、後からよく考えると高額なので工事を中止して欲しい。

事例②

電話で「ブレーカーの無料点検に行く」と言われて承諾した。業者が点検後に「ブレーカーは15年ごとに交換が義務づけられている。漏電で火災になるかもしれない。漏電で火災になったら火災保険がおりない」と言われた。長年交換していないので火災になったら大変だと思い、業者とブレーカーの交換契約をして17万円を現金で支払った。後で家族に話したら、高額で悪質ではないかと言われて心配になった。契約している保険会社に問合せたら火災保険の補償内容^(※3)に含まれていないし、交換は法律で決まっていない^(※4)と言われた。

(※3)火災保険の補償内容は保険会社によって異なります。(※4)住宅用分電盤の交換時期を定めた法律はありません。

アドバイス

- 突然の訪問や電話で点検を持ち掛けられても安易に点検させないようにしましょう。
- 点検させ工事を言われてもその場では契約せず、十分に比較・検討しましょう。
- 分電盤を含む家庭用の電気設備については4年に1度の法定点検が義務付けられています。法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が来ます。点検後にその場で何らかの契約を勧誘することはありません。
- 特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。困ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

令和7年度(2025年度)くらしかん登録グループ一覧

くらしかんを拠点に、くらしかん祭りの企画・運営やくらしに関するさまざまな活動（生活情報ひろばでの講座・パネル展、リユースバザー）、学習、市民への情報提供などを行っています。

SA とよなか

市内の高齢者・身障者支援、外国人交流等地域福祉分野でのボランティア活動を実施、くらしかん祭りでは折り紙や、お茶席、ふれあいマジック等運営に協力するほか、くらしかんの研修・諸行事に参加、生活情報ひろばでの事業を企画・実施しています。

とよなか消費者協会

消費者問題の研究・学習・調査活動を通じて、消費者主権の確立と利益の保護をめざします。くらしの安全と健康を守り、消費者市民社会の実現に向けて、情報発信・消費者啓発・環境保全・地産地消の推進等の実践活動を続けています。

桜塚校区福祉会

くらしかんの調理室で独居老人のための弁当作り（毎週水曜日）、生活情報ひろばで高齢者との会食会（第四土曜日 11 時～ 13 時 30 分）、廃食用油リサイクル集油（毎月第四土曜日 10 時～ 12 時）、子どもの食事会「さくら食堂」（毎月第三水曜日）、ぐんぐん元気塾（毎週水曜日 10 時 30 分～ 11 時 30 分）をしています。

みなさく婦人会

平成 19 年(2007 年)に結成し、市婦人団体連絡協議会への参加や協力などの活動を行ってきました。

令和 5 年(2023 年)からは、市婦人団体連絡協議会が実施していた「ホウ酸ダンゴ作り」や「無添加の味噌づくり」を継承するとともに、くらしかん活動では、空き缶等をリサイクルして花器を作るなどの、「花を楽しむイベント」を中心に企画・実施します。

特定非営利活動法人与よなか市民環境会議アジェンダ 21

「豊中アジェンダ 21」-地球の環境を守る
とよなか市民行動計画-の啓発と推進活動を行っています。

元気くんクラブ

地球にやさしく、人にやさしく、カラダに良いこと、心に良いこと、安心安全な食べ物を通して、学習会など企画実施しています。

特定非営利活動法人大阪北部コミュニティカレッジ

地域福祉を学ぶ科では、大阪府シルバーアドバイザー認定講座などを開催。また、同行援護従業者養成講座をくらしかんにて開催し、卒業生は視覚障がい者と街歩きを実施しています。

国際電話(+から始まる電話)による詐欺電話にご注意ください。

事例

携帯電話に+1から始まる番号から着信があったが出たところですぐに電話が切れた。国際電話のようだが高額な通話料を請求されないか不安だ。

アドバイス

- 身に覚えのない海外からの着信は、折り返さないようにしましょう。
- 携帯電話に(+)から始まる番号は、海外からの着信なので、電話をかけ直すだけで高額な料金を請求されることがあります。
- もし、身に覚えのない不審な電話に出てしまった場合、すぐに電話を切るようにしましょう。

海外との電話が不要な方は、国際電話をブロックしましょう。

携帯電話の場合：各通信会社が提供するサービスをご利用ください。
詳しくは各通信会社にお問合せください。

固定電話の場合：国際電話不取り扱い受付センターにお問合せください。
電話番号：0120-210-364 (通話料無料)
オペレーター案内：平日午前9時から午後5時
自動音声：平日、土日祝24時間

特殊詐欺被害防止セミナーを開催しています！

くらし支援課では、固定電話に設置する「簡易型自動録音機」を無料配布しています。

配布をご希望の方は、特殊詐欺被害防止セミナー（30分程度）にご参加ください。

セミナーの詳細は豊中市ホームページや「広報とよなか」でご確認ください。



豊中市立生活情報センター

くらしがん

電話

06-6858-5073

FAX

06-6858-5095

〒560-0022 豊中市北桜塚2丁目2番1号（毎月最終日曜日及び年末年始は休館します）

